

平成 23 年度 第 3 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 24 年 3 月 26 日 (月)
午後 2 時 00 分～3 時 00 分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 12 階 第 1 会議室
- 3 出席者 (委員)
岡本東三委員、萩原法子委員、段木一行委員、
長嶋栄次委員、吉村稔子委員、明石昇委員、
河東義之委員、神谷睦代委員
(事務局)
横田文化財保護室長
長南主事

4 議 題 議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (諮問)
- (2) 地域文化財の情報について
- (3) その他

5 議事の概要 議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (諮問)
千葉市指定文化財の候補として、「五十石遺跡出土 把手付中空円面硯」についての諮問に対して、時代特定の決め手となった他の出土品を附とすること、その員数は事務局に一任することで、諮問どおり決定することが適当である旨の答申がなされた。
- (2) 地域文化財の情報について
市民から提供のあった地域文化財の情報を説明し、それについての意見を得た。
- (3) その他
加曽利貝塚出土品再整理事業について報告し、了承を得た。

6 会議経過

議長：議事に入る前に、議事録署名人として神谷委員を指名する。
(委員承諾)

議事(1) 千葉市指定文化財の指定について(諮問)

議長：議事の(1)について事務局より説明を願う。

(事務局が、諮問書を朗読した後、審議会会長に手渡した。)

(事務局が、千葉市指定文化財候補の五十石遺跡出土把手付中空円面硯について説明した。)

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

長嶋委員：全国的に同様の硯は出土しているのか。

事務局：同形の硯は全国的に出土しているが、把手付のものは稀であり、このように完全な形で出土している事例はほとんどない。

議長：携帯用と考えて間違いないか。

事務局：把手の穴の部分から水を入れて持ち歩いていたと考えられる。

明石委員：先日、韓国に行ってきた際に、知り合いの陶芸家に五十石遺跡出土把手付中空円面硯の写真を見せたところ、硯は権威の象徴であるが、このような簡素なものは見たことがないとのことであった。品質は須恵器であるが、朝鮮半島との関係はあるのか、それとも日本独特のものであるのか。

事務局：朝鮮半島との関係などについては不明であるので今後調査したい。明石委員の方でなにか情報が入った場合は事務局にも教えてほしい。

議長：指定文化財諮問の際には、できれば指定候補の文化財を、審議会の場に持ってきてもらいたい。今回については前回の審議会で現物を見ているので問題はないが、直に見ながら審議したほうが議論が進むと思う。

事務局：次回からは持ち出し可能なものであれば検討する。

明石委員：陶芸家の視点からは、炭化して黒くなった部分も無くとてもよく焼きしまっているように見える。窯の中の場所を選んで、高めの温度で焼いたものと考えられる。

河東委員：この硯は完全な状態で出土したとのことであるが、住居跡になにか特徴的なことはあるか。

事務局：出土した住居についてはごく普通の奈良時代のものである。

火災による焼失の跡もない。

段木委員：関係資料の3ページにある出土状況の写真を見ると、この硯1点だけが出土しているように見えるが、他に一緒に出土したものはあるのか。

事務局：土師器や甕が出土している。

段木委員：その出土品を考慮した結果、この硯の時代が8世紀であるということを決定したのか。

事務局：そのとおりである。

段木委員：これは、矢立の原型であるのだろうか。矢立は墨を入れるが、同じように把手の穴の部分から墨を入れたのか。それとも水を入れたのか。

事務局：墨を入れたとしたら、中が黒くなるはずであるが、見えている部分に関しては黒くはない。やはり水を入れたと考えられる。

河東委員：この硯はどこまでが中空になっているのか。中まで中空の場合は割れたりしないのか。

事務局：断面を調査することができないため不明である。

明石委員：陶芸家の観点からは、中まで中空で、厚さは均等だと思われる。強度は高く、硯としての機能を果たすには十分であったと考えられる。ただし、この硯の中に入れた水を面の部分に運ぶのは非常に困難だったと思われる。筆に墨を馴染ませて書いていたことも考えられるが硯の中から墨はでてきているか。

事務局：墨はでてきていない。硯の中に墨があるかどうかは、ファイバースコープ等で見ない限りわからない。

議長：中に墨を入れて使用するならば、墨壺のようなものでも代用可能であるため、硯である必要はないのではないか。

事務局：硯の表面には墨を擦った跡がある。

明石委員：硯としての用途に間違いはないと思われる。

議長：この硯が優品ということで、単品による指定とするのか、それとも住居跡まで一括で指定するのか。

段木委員：時代を確定した他の出土品を、一緒に指定しておくべきである。時代考証は非常に重要である。

事務局：他の遺物を「附」として指定する方向で検討する。

議長：その遺物の量はどのくらいであるか。

事務局：さほど多くはない。第16号堅穴住居の遺物については埋蔵文化財調査センターに問い合わせて確認をする。それにもとづいて該当する遺物を「附」として指定する。

議長：それでは「五十石遺跡出土 把手付中空円面硯 附〇〇」という名称での指定でよいか。各委員の了解をとっておきたい。

段木委員：第16号堅穴住居跡の報告書はあるのか。

事務局：まだ概報しか作成していない。

議長：作成する予定はあるのか。

事務局：正式な報告書作成については予算的制約もあり、時間を要する。

議長：指定物件に指定するには、報告書すなわち学術的な裏付けは先に出しておいた方がよい。今後の指定に際しては気を付けてほしい。それでは、千葉市指定文化財として、この五十石遺跡出土把手付中空円面硯に加えて、その時代を特定した遺物を附指定とすること、その員数に関しては事務局に一任することとして、諮問どおり決定して決定してよろしいか、よろしい方は挙手を願う。
(全員挙手)

議長：それでは議事(1)については諮問どおり答申することで決する。答申書については、審議会を代表して、会長が責任をもって、教育委員会へ後ほど提出するということによろしいか。
(全員承諾)

議事(2) 地域文化財の情報について

議長：続いて議事の(2)について事務局より説明を願う。

(事務局が、地域文化財の情報について説明した。)

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

萩原委員：情報提供者は市内在住でなければならないという規程はあるのか。

事務局：特段規程はない。

議長：情報提供に基準を設けていないため、どんなものでも取り扱わなければならないのは、手続き上問題がでてくると思う。情報提供があったものは、すべて審議の対象になるのか。それと

も、事務局である程度選別してから審議の対象とするのか。

事務局：事務局で整理調査を行った上で、所有者の同意が得られるなど、一定の条件が整ったものについては、審議会に諮ることとしている。

議長：登録に値しないものと判断された場合には、情報提供者にその旨を伝えているのか。

事務局：伝える予定である。

萩原委員：6のおびしやは、それだけを見て登録に値するか否かを判断するのはとても難しいと思う。千葉市の中でどのようなおびしやがあって、どのような意味を持つのか、また全体のなかでどのような位置付けであるかを考えない限り判断は難しい。同じおびしやであっても、新年に弓を射るものもあれば、そのような行事は全くなくなってしまったものも多数ある。他市においては市の指定になっているものもあるが、本来はどのようなものであったのかをしっかりと理解した上で判断していかなければならない。一方は地域文化財で、もう一方はそうではないとする判断基準が問題となってくる。これはおびしや以外についても言えることである。ただ、専門的に審議しなくても地域の方々が地域文化財としたいという願いでそれを地域文化財とすればその地域の文化がよりよくなるというのであれば、それはそれでよいことであると思う。いずれにしても、なにをもって地域文化財とするかは非常に難しいと以前から感じているところである。

事務局：宇那谷町のおびしやは戦中で途切れており、それを復活させようという動きがあるとの情報提供を受けた。しかし事務局としてもおびしやの実態は把握していない。市内においてどこでどのくらいの数が行われているか、という全体像は不明であり今後把握しなければならない。

萩原委員：情報提供者へ返事をするまでの期間はどのくらいであるか。

事務局：ケースバイケースである。調査が終了次第回答していく。

萩原委員：昨年情報提供のあった富士塚もそうであるが判断が非常に難しい。地域文化財に登録した後に誤りがあったということも考えられ、大変な過ちを犯す可能性がある。地域文化財の登録は慎重に審議しなければならない。

議 長 : この制度は地域の方の文化財への関心を高めるという点では有効であるが、個人が自由に情報提供でき、個人的な関心で情報提供される場合もあるため審議は困難となる。事務局も処理しきれないのではないか。やはりある程度地域を代表して情報を提供してもらった方がよい。今回は、このような情報提供があったという報告としての取扱とする。

事務局 : 確かに現在の募集方法であると、個人の趣味で情報提供してくる場合も考えられる。募集の仕方については今後検討する。

河東委員 : 現在登録されている地域文化財の中には碑が2件あるが、区分は「建造物」とされている。通常、碑は「建造物」として区分されていないため抵抗を感じる。おそらく区分は「歴史資料」ではないか。応募の際に誤解を招くことも考えられるため、区分は見直した方がよい。指定文化財についても同様のことがいえる。

議 長 : 碑は、今回の情報提供にはないが、確かに「建造物」というよりは「歴史資料」である。事務局は見直しを検討すること。

事務局 : 了解した。

議 事 (3) その他

議 長 : 続いて議事(3)その他だが、事務局から報告事項があるということなので、報告を願う。

事務局 : (加曽利貝塚出土品再整理事業について、資料に基づいて報告した。)

議 長 : 特別史跡を目指すということは、国宝クラスへの格上げを目指すということである。市全体で特別史跡をめざす体制をつくることが大切である。当審議会としても盛り上げていきたいので各委員には協力を願う。

萩原委員 : この件についての記事は2週間前の朝日新聞に掲載されていた。情報がでるのがずいぶん早いと感じた。

事務局 : この事業の予算については先日の市議会で審議された。議員からも注目されている。予算がついた事業はホームページで閲覧できるため、新聞記事となった。

議 長 : 事前にこの審議会の場で審議にかけてほしかった。突然知らされたという印象である。

事務局：予算要望はしていたが財政局の査定で0になった。その後、1月の市長復活要望の結果、この予算が認められたという経緯がある。この事業は教育委員会にとどまらず市長部局を含めた全市的な取り組みとして、市長の了解を得ている。

議長：加曽利貝塚は教科書にも載っているものであり、再整理をしないと特別史跡にならないということはないだろう。再整理をするとともに特別史跡をめざすという方針でもよい。ただし、特別史跡のハードルは高いため、市全体で取り組む意気込みをみせる必要がある。史跡から特別史跡となるのに、なにか文化財保護法上に基準はあるのか。

事務局：文化庁からは、新たに発見されたものや新たに得られた知見などがないと難しいと言われている。

議長：新たに発見されたものがなくても特別史跡となり得るだろう。加曽利貝塚が特別史跡にならないければ、他はならない。

河東委員：出土資料の再整理だけでよいのか。

事務局：案内版設置など園内の整備を同時に行う予定である。

河東委員：報告書においては出土品の再整理の結果のみならず、遺跡そのものの評価が必要ではないか。建造物が重要文化財から国宝になる場合でも「なぜ今か」というきっかけが問われる。文化庁は確かな理由付けを求めてくる。出土品の再整理だけでは理由としては弱いと考えられるので、遺跡全体の報告書などの知見が必要となってくると思う。

議長：学術的な評価がきちんと定まってから特別史跡の申請を行うことが肝要である。加曽利貝塚全体の総括的な意味のようなものが必要になってくる。個別の発掘調査の報告書をだしてもあまり意味があるとは思わない。

事務局：文化庁からは、まず完全な報告書を提出するように指示されている。

河東委員：特別史跡指定にむけた組織はできているのか。

事務局：まだ完全にはできていない。

河東委員：組織をしっかりと作らなければうまくいかないだろう。

議長：財政的に困難であろうが、将来的には加曽利貝塚博物館を改修もしくは新築することも含めて、全体的にもう少し大きな史跡整備の構想が必要であろう。

事務局：史跡整備の構想については今後検討していく。

議長：日本の貝塚群で世界遺産をめざす話もある。その中核となるくらいの意識がないとうまくいかないのではないか。世界遺産の場合だと他の市町村では保存対策室設置など、組織作りをしている。そこまでしないにしても、市全体として取り組む姿勢を外向けにアピールするためにも組織づくりをする必要はある。

長嶋委員：先日生涯学習センターで開催された遺跡発表会に行ってきたが、その場においてもこの件が取り上げられていた。

事務局：来年２月開催予定の遺跡発表会で、この事業の成果を発表できればと思っている。

長嶋委員：知らない人が多いため、PRが必要である。

事務局：遺跡発表会でのPRは考えている。また、年度末になってしまおうと思うが、加曽利貝塚博物館の講座等においてもPRしていく予定である。

議長：仕事量は増えると思うが、この機会を逃してはいけない。事務局は、この事業を是非とも推進すべきである。
それではこれにてすべての議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962